

道徳的寛容と宗教的寛容について  
－歴史的背景からの探求－

東風 安生

Moral tolerance and religious tolerance  
-exploring the historical background-

Yasuo Kochi

# 道徳的寛容と宗教的寛容について

## －歴史的背景からの探求－

東風 安生\*

Moral tolerance and religious tolerance  
-exploring the historical background-

Yasuo Kochi\*

*Received MAY 31, 2017*

### Abstract

The fundamental value of "generosity" in the modern Western society was investigated in this paper based on the thoughts of Locke in the 17<sup>th</sup> century and Voltaire in the 18<sup>th</sup> century. The concept of generosity in the Western thought and Japanese one has different phases. In addition, in terms of the moral education written in the course of study for Japanese schools, this paper clarified how an essential position of tolerance should be perceived and how forgiveness should be taught was considered. "Tolerance" in Japan means to forgive mistakes of others. This concept is not fixed like a relationship between those who forgive and those who are forgiven, but flexible like Christian sectarian conflicts between its mainstream and heresy in the Western society. According to the idea of "tolerance" in Japan, moral status of a person who makes a mistake and a person who permits can be reversed anytime since all people are at the same level and might make mistakes. Different from tolerance generated by religious conflicts and sin toward the contracts with God like Christianity, morality aiming that people have better lives, first of all, emphasizes to foster inner moral values as our own lives.

### はじめに

本稿では、道徳教育における「寛容」という道徳的価値について分析していくことにする。具体的には、次の3つの課題を明らかにしたい。第一に、西洋における「寛容 (tolerance, forgiveness)」\*1のとらえ方について、歴史的背景を調べながら明らかにしたい。第二に、日本における思想の流れと寛容の価値の関係性を検討しながらも、あくまでも学習指導要領を中心に「寛容」という道徳的価値をどのようにとらえているかを明らかにする。第三に、日本の

---

\*経済経営学部 Faculty of Economics and Management

学校教育における道德教育の中で、新しい生命尊重の教育において、なぜその基盤に「寛容」という道徳的価値を重視する必要があるかを明らかにする。

## 第1章 西洋における「寛容」という価値のとらえ方

「寛容」についての論争が繰り返されている西洋における「寛容」のとらえ方について明らかにしたい。西洋において「寛容」という価値は、その歴史的背景を知らなくては理解できない部分が多い。キリスト教の教会は、異教徒による文化と政治の反乱を恐れ、市民に対して主とわれわれの関係において異教徒を認めることはよくないこと、価値の低いことであり、自分たちの信じる宗教を貫くことこそが価値があることとした。身近にいる異教徒の信者を受け入れるような「寛容」は価値が低く、一方で信者たちがキリスト教を守るために異教徒を認めない、いわゆる「不寛容」こそが、価値があることとした。

現在とは180度異なる価値観であるところの「寛容」について、17世紀イギリスの哲学者Locke, John (以下、ロック) および、18世紀フランスの思想家Voltaire (以下、ヴォルテール) の視点から西洋のキリスト教思想が価値観の根底となっている「寛容」について見ていく。

### 1 ジョン・ロックの力説した「魂の救済」

ロック(1689a)<sup>\*2</sup>の自由主義的な政治思想は、名誉革命を理論的に正当化するものとなった。また、彼の思想がその後のフランス革命やアメリカ独立宣言にも大きな影響を与えたことは、誰しもが認めるところである。

ロック(1689b)<sup>\*3</sup>は、国家と教会の存在原理を区別している。そして、単なる区別にとどまらず、そこには市民の心の問題が大きく関連していると主張している。国家(respublica)は「人々がただ自分の社会的利益を確保し、護持し、促進するためだけに造った社会」であるとす。また、その一方で「魂の救済に踏み込む権限をもたないもの」とした。また、教会(ecclesia)は「人々が神に受け入れられ、彼らの魂の救済に役立つと考えた仕方で神を公に礼拝するために、自発的に結びついた」ものであり、「人々の自発的な集まり」であると区別している。

そのうえで、ロックは人間の理性を信じ、理性を重視することを強く説いている。

「宗教の問題に関して他の意見と異なる人々に寛容であることは、イエス・キリストの福音と人類の真正なる理性とにまことによくかなったことでありますから、こんなにも明白なその必要と利点とが認められないほどに盲目な人があるのは、まったく奇怪千万なことと思われれます。」<sup>\*4</sup>として、宗派の異なる信者に対して寛容であることは、イエスの福音とともに、人類にそなわった真実で正しい理性から判断してもその通りであるとしている。つまり、人間の魂を救済する教会においては、イエス・キリストと人間の本来持っている理性によって、人それぞれが異なる意見をもっていることが認められ、それこそが人間の考えのまとまりである魂を救うことだとした。

そしてロックはそのまとめとして、以下のように説明を加えている。「これ(寛容であること)をしなければ、一方で人間の魂のことに関心を持つ人々と、他方で国家に関心を抱いている人々、少なくともそういうふうと言っている人々相互の間に、絶えず起こってくる争いに結着をつけることはできないでしょう。」<sup>\*5</sup>

この文章からも分かるとおり、ロックは人間の心の問題が大事であるというのは、次のとおりである。教会という場所が「魂の救済」の空間であり「自発的」に礼拝に訪れる場所である。

そして、そこは自らの「自由」な意思で向かうところであるからこそ「魂が救済される」のであって、自ら批判的に決められた宗派の教会に行くことでは「魂の救済」にならないのである。ロックは、寛容について、17世紀当時においても決まった宗教を強制することに批判を加え、教会や国家といった機構の強制からいかにして距離をとるのかということと「寛容」の価値が関連していることを指摘しているのである。

## 2 ヴォルテールの説いた「人間の理性の力」

18世紀の中ごろのフランスは、宗教改革のあとのカトリックとプロテスタントの宗派による対立が色濃く残っていた。16世紀からの専制君主制（アンシャン・レージュム）<sup>\*6</sup>をしいていた政治の世界には、一方の宗派が他方の宗派を蔑にかけ貶めるような事件<sup>\*7</sup>が発生し、事件で冤罪をうけて自殺したカラスの父親は、息子の改宗に対する怒りからのカトリック信者の蛮行だとして、拷問の上絞首刑にされるといふ厳しい処罰が下されるなど、宗派对立による不条理な社会となっていた。

当時フランスの啓蒙思想家だったヴォルテール(1763)<sup>\*8</sup>は青年期にはフランスの専制政治を批判してバスチーユ牢獄に投獄される経験もしている。彼はその著書『寛容論』<sup>\*9</sup>でとりあげている出来事が、宗派对立から生まれた冤罪の悲劇であるところの「カラス事件」<sup>\*10</sup>(1761～1762)である。事件のあらまはは次のとおりである。

18世紀半ば、南フランスのカトリックとプロテスタント間で宗教対立の激しかった町トゥールーズで、宗教改革後にプロテスタントとなったカラス一家の長男が自殺した。町の人々はプロテスタントと対立したカトリックを狂信的に信じており、カラスの父親もそうだった。そのため人々は長男の改宗を許さなかった父親による殺人だと信じ込み、家族を激しく糾弾する。激しい世論に流される形で、カラスの父親は拷問され処刑される。カラス一家は破滅と離散に追いやられてしまう。そこに登場するのが、著者のヴォルテール。彼は、離散した家族を援助し、再審査のための運動を展開した。さらに、事件の客観的事実を明らかにしたうえで、宗教的寛容を訴える文章を次々と発表した。そしてついにカラス一家の再審無罪を勝ち取ることとなった。

ヴォルテールは、新旧キリスト教の対立を原因とする悲惨な冤罪事件に衝撃を受け、思想や信条の違いを乗り越えていける普遍的価値を説いた。それが「寛容」である。彼は、この「寛容」の価値に市民が自ら気付くために、理性の力こそがキリスト教に対して妄信する人々の勢力に対抗できる力であると強調した。この主張はのちのフランス革命（1789～1799年）<sup>\*11</sup>につながった。

当時の背景としては、カラス事件に代表される宗教に関わる異端を許さないとする「不寛容」に市民は価値を置いていたことが特筆されるだろう。時代とともに社会的価値が変化する中で、当時は「寛容」は悪をだらしなく容認するものとして非難していた。悲惨な差別や迫害が起こっても、不寛容の態度が一定の評価を受けていた。これに対してヴォルテールは「不寛容」から「寛容」へと価値転換に挑戦した。文章力の高さやブルジョワ社会とのつながりの深さに秀でていた彼は『寛容論』を表し、当時の上流社会に訴えた。

「不寛容を権利とするのは不条理であり、野蛮である。それは猛獣、虎の権利だ。いや、もっと恐ろしい。われわれ人間はほんのわずかの文章のために、たがいに相手を抹殺してきた。（中略）もしもこのような振る舞いが人定法で許されているのであれば、そのとき日本人は中国人を憎み、中国人はタイ人を憎悪しなければならなくなるだろう。タイ人はガンジス河流域の住民を迫害し、迫害された連中は今度はインダス河流域の住民に襲いかかること

になろう。モンゴル人はマラバール人（インド半島中南部の住民）に出会い次第その心臓をえぐり取るかも知れない。マラバール人がペルシア人を絞め殺せば、ペルシア人の方はトルコ人を虐殺するかも知れない。そして全民族が一丸となってキリスト教徒にとびかかってくるかも知れないのだが、当のキリスト教徒はたいへん長いあいだ互い同士殺し合いに明け暮れしていたのである。」<sup>\*12</sup>

そしてヴォルテールは、人間の理性を強く信じていた。特に、宇宙や自然の創造主である神を理性の力で理解しようとする理神論者（教会など既成の権威や超越的教理にしばられず、人間の側の理性や良心の立場から神を考えた思想家のこと）であった。また、ヴォルテールは、激しい筆致で問うている。「この二つの法（人定法と自然法）の大原理、普遍的原理は地球のどこにあらうと、『自分にしてほしくないことは自分もしてはならない』ということである。この原理に従うなら、ある一人の人間が別の人間に向かって“私が信じているが、お前には信じられないことを信じるのだ。そうでなければお前の生命はないぞ”などと、どうして言えるか理解に苦しむ。」<sup>\*13</sup>

18世紀のフランスにおいて、宗教改革後の宗派对立から混乱をきたしていた市民社会に対して、「不寛容」から「寛容」へと価値転換をその著書「寛容論」等で強く訴えたヴォルテールの主張を見てきた（図1参照）。

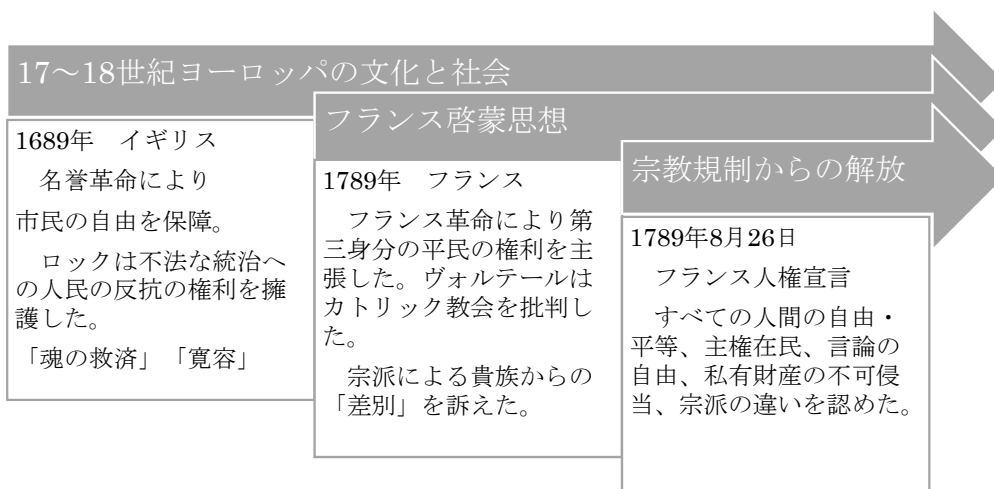


図1 17～18世紀の西洋における「寛容」の基となった歴史的流れ

## 第2章 西洋と日本における「寛容」に関する価値の違い

### 1 寛容の価値を宗派对立や神との契約の関係性からとらえる西洋

西洋の歴史と文化のうえで、キリスト教と市民の関係性は切っても切れないものである。だからこそ、キリスト教社会における宗教的な心は誰にでもあると考えるのは必然だろう。けれども、Kant, Immanuel (以下、カント) が語るように「道徳は常に宗教より先にやってくる」<sup>\*14</sup> のであるから、道徳的価値として「寛容」を意識して考える必要がある。

宗教的社会的西洋においては、「寛容」に関する心情は次の2つの宗教に関する関係性から生まれたと考えられる。

1つ目は、キリスト教のある宗派と別の宗派との間に生まれてくる。A宗派のキリスト教徒がB宗派のキリスト教徒を同じ宗教の仲間として、社会の中で共に生きていく者として認めていくといった意味での「許す (tolerance)」場合である。これは、宗派对立の関係性が強い (図2参照)。

2つ目は、キリスト教信者の多くが、神と自分との垂直な関係性の中で、自分の犯した罪について懺悔し償うといった、信者が神から「赦し (forgiveness)」(罪に対する赦しを与える) を請うのである。教会にも懺悔する部屋があり、神に祈る信者は「赦し給え」と祈る (図3参照)。キリスト教の神に赦しを請うという行動は、日本人が想像するよりも頻繁なのかもしれない。また、法律的に罰を与える為政者に対して赦しを請う場合にもこの言葉 (forgiveness) を用いる。

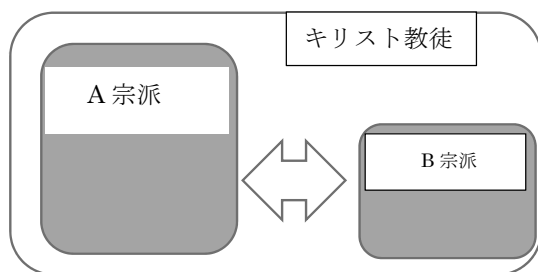


図2 宗派間の対立と「宗教的寛容」

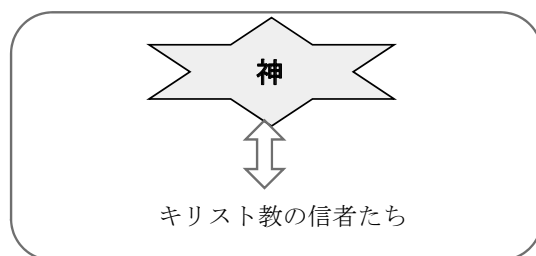


図3 神と信者の間における懺悔とゆるしの関係

以上、「寛容」に関する2つの宗教的なものは図示すると分かりやすい。これら2つについては、対立するものではない。信者という人間同士の間における寛容的な態度についての問題が、図2の示した寛容である。この寛容を、第1節の2で明らかにした学習指導要領の「寛容」と混同しないために、ここでは「宗教的寛容」と呼ぶことにする。

図3については、信者にとっては大いなるものであるところの神の前には僕であり、敬虔な信徒であることを示したものである。そこでは、神に懺悔する信者とそれを赦す神との関係性を示している。図2の関係性は宗派間の対立における寛容 (tolerance) であり、図3の関係性は、神と信者のあいだでの寛容 (forgiveness) となる。信者にとっては大いなるものであるところの神の前には僕であり、敬虔な信徒であることを示したものである。そこでは、神に懺悔する信者とそれを赦す神のとの関係性を示している。

toleranceとは、“the action or practice of hardship”<sup>\*15</sup> との定義がある。つまり、元来「耐える」「忍ぶ」ということがらを含意しているのである。tolerantia というラテン語を語源としており、この言葉の意味がやはり「耐える」「忍ぶ」という意味なのである。

『現代倫理学事典』<sup>\*16</sup>によれば、この寛容には対義語として“intolerance”という言葉 (意味；狭量、〔特に宗教的に〕異説をいれないこと) があると書かれている。多数派を占

める集団（とりわけ正統とされる宗教的組織）が、少数派を占める集団（とりわけ異端とされる宗派、そして無神論者）の宗教行為・儀礼はむろんのこと、その存在を「耐え忍ぶ」という寛容に扱う側と寛容に扱われる側との非対称性が、この語には刻み込まれているとされる。

一方で、forgivenessとは、“the action of forgiveness; pardon of a fault, remission of a debt, etc.”（赦すとは、失敗の容赦や罪の赦免といった赦しの行動）と示されている<sup>\*17</sup>。第2の意味としては、“disposition or willingness to forgive”として、「赦せるための気質や進んで行く気持ち」を意味している。

『新版心理学辞典』<sup>\*18</sup>では寛容に関する言葉は「寛容効果」(generosity effect)<sup>\*19</sup>に登場するのみであったが、哲学辞典<sup>\*20</sup>では、「寛容」については以下のようにはっきりと宗教的意味合いに関連することを示している。

「自然的な神人合一致のもとでは、無関心につながる意味でのある種の寛容が実現されていた。これに対して、異端審問をくりかえした中世カトリック教会が、分派を梵刑に処したような主教改革者カルヴィンをあえて引例するまでもなく、愛の宗教の名にふさわしくない『排他的不寛容』を生み出したものは、キリスト教に特有な絶対性の主張と宗教的無関心を誘うものとしての、寛容を不当におそれる過度の潔癖感であった。いうまでもなく近代国家においては、ロックなど寛容（信仰の自由）の主張を一つの突破口として寛容の思想は定着をみた。だが宗教が姿をかえて現れたイデオロギーの世の中において正統と異端が角逐をつづけている両者に寛容は意義の問い直しを迫られている、きわめて現代的な観念といえよう。」

比較対象のもう一方である“forgiveness”は、比較的に宗教色の薄い言葉である。ただし、相手の過ちや失敗を許すという、赦す側と赦される側のパワーバランスがその使い方ひとつではっきりするという言葉である。赦す側は当然に権力を持った神や行政や司法、検察や警察などが該当するであろうと考えられる。

## 2 日本の「寛容」と西洋における「寛容」の価値の違い

### (1) 日本における「寛容」の背景

日本における「寛容」は、他者の過ちを許すことである。西洋のような許す者と許される者の関係性が生まれ、許す者は、キリスト教徒の宗派對立による主流と異端といった政治的な動きによって主と従、本流と亜流が入れ代わるような関係性ではない。

日本における「寛容」では、過ちを犯した者とそれを許す者の間で、その道徳的地位はいつ何時、立場が逆転するかもしれないという、わたしもあなたもみな過ちを犯す存在だからという立場で同じレベルにあるという考え方である。

この考え方のもとになったのは、自然と共に生きてきた日本人独特の生活習慣から生まれてきた価値観である(福江, 2005)<sup>\*21</sup>。奈良時代に中国からの仏教が突然に日本に伝わり、日本人の価値観や生活習慣に大きな影響を与えたものの、「寛容」や「謙虚」といった価値観については鎌倉時代以降の可能性を指摘している。その理由として、中国は唐の時代が長期間に及ぶが、文化として「謙虚であったり、人をゆるして相互理解を育んだりして共に生きる」と言った考え方が培われていた史実は、明らかにされていない点が挙げられる。鎌倉時代になり、法然<sup>\*22</sup>の浄土宗をはじめとする自然（山岳信仰）と一体化した宗教が育つてくる中で、日本人は自然と共に生き、その中で恵みを分け与えられ、時に幸福に時に厳しい

気候にさらされながら生きてきたのである。そこに、喜びも苦しみも自然の中ではお互い人々は共に生きていく知恵を身に付けていったのだろうと推測されるという。

鈴木(2015)<sup>\*23</sup>は、日本人にとっての山は自然の代表であり、山の中には神がいて、水や米、そして野菜や木の実、また蛋白源となる肉もあったという。海の文化とことなり、ここには自然の恵みのほか、神々の宿る自然があり、畏敬の対象だったとする。

さらに、清水(2015)<sup>\*24</sup>は、「自然」が自然物を指すのではない場合に、そこにこめる意味内容として「じねん」がより強いだろうとする。「じねん」とは、中国の『老子』<sup>\*25</sup>の中の「人は地に法り、地は天に法り、天は道に法り、道は自然に法る」(象元章題二十五)の一句で、万物の本質である道はあるがままであることにその姿をしめしているという意味でつかわれている。ところが鎌倉時代になり、「自然(じねん)」とも読み始め、独自の意味も付け加わった。ありのままであることが弥陀のちからによること。おのずからそうなることの様態を「じねん」といい、親鸞は『歎異抄』<sup>\*26</sup>の中でも「我がはからはざるを、じねんと申すなり。これすなわち、他力にてまします。」と指摘している。

自然物や自然の変化の動態を「自然」と称することは、その後近代までなかった。西洋から入ってきた nature 等の訳語として定着してからは、「自然」は伝来の自然の語に置き換わった新たな「自然」となっていた。

清水<sup>\*27</sup>は、自然環境ではないところの風土性に注目し、それは自然と自然に包まれてある人間の営みすべての要素に存在すると論じている。つまり、仏教という言葉が用いられないところにおいて、自然環境ではない概念としての風土は、人々が自然と共に生きて、まさに共生してく中で、人間が自然に包まれて生きていくということの大切さを訴えている。

このように、日本人の価値観の一つとして「寛容」は、日本人の思想の背景にある、自然との共生が思想の根底を支えている。

他の人や集団社会との関わりの中で、よりよく生きていこうとする人間の生き方の問題となる言葉が「寛容」であるとは、西洋のこうした背景からはなかなか考えにくい。(西洋では、寛容に対して宗教に関する問題が大きな課題となっている。)日本の集団や社会において、よりよく生きるために一人一人の児童生徒に培っていく「相互理解」や「謙虚さ」、「広い心」で示された道徳的価値の「寛容」は、西洋の宗教的歴史をもとにした2つの「宗教的寛容」とは、その価値の背景が異なるのである。

## (2) 西洋の「寛容」の背景

これまで、17～18世紀の思想家であるフランスのヴォルテールやイギリスのロックの思想から、近代西洋における「寛容」の価値の基盤となる思想についてみてきた。

藤井・宮本・藤井(2013)<sup>\*28</sup>は、宗教的な争いとその著作物から読み取れるものの、宗教的問題(宗派の対立、教会の政治的権力の拡大など)に端を発する市民の抑圧と解放、信教の抑圧と解放というような関係のうちにあると説いている。また、フランス革命やアメリカ独立戦争もこうした国家権力や教会の権力による抑圧とそこからの解放の運動が起こり、その高まりとともに寛容の精神が表れたのであると言っている。また、藤井・宮本・中村<sup>\*29</sup>は、日本の学習指導要領とロックやヴォルテールといった西洋の思想家の考え方を比較したうえで、「西洋思想における寛容概念と日本のそれとの間には異なる位相が存在することは確かである。」と結論づけている。ただし、日本の学校教育において道徳等で「寛容」の価値について指導する場合に留意することとして、「教育学の視点からみれば、寛容がどのように育成可能であるかという問題は、今日の国際社会の文脈において重要な問題であるだけに、寛容の本質的な位置付けを経たうえでその教育内容を検討することは必要である



ことに違いない」としている。このように道德教育の実践がその道德的価値についての歴史的背景や社会における本質的な位置付けを知らずに展開されることの課題および危うさを指摘している。そして、授業者に哲学的・倫理学素養の重要性を提起し、そこから新たな道德教育実践の可能性を膨らませようと主張している。さらに、「寛容」の差別性は、寛容するものが寛容されるものを道德的に下位に位置付けることに由来しているとし、この枠組みの中で「寛容する者」と「寛容される者」との道德的地位が逆転することはないと指摘している。「寛容される者」とは当時の宗教改革以降は、改宗を果たしたプロテスタント教徒（異端とみなされている）を指すであろうし、「寛容する者」とは伝統的なカトリック教徒を指すのであろう。ここで当事者間に差別の事実があるのにもかかわらず、教会や国家が差別を禁じたところで政治的に説得力はない。

こうした宗教的寛容の例を前に「異端を許す」ことの内容は、現代日本における道德教育で指導される「寛容」とは構造的には類似するものではない。

### 第3章 学習指導要領における「寛容」という価値について

#### 1 内容項目の「寛容」の価値について

日本の道德教育において、宗教的な歴史的背景のある「寛容」という価値をどのように指導すればよいのだろうか。ここでは学習指導要領では、「寛容」についてどのように捉え、どのような指導を求めているかを明らかにする。新設された「特別の教科 道德」において、「寛容」の内容項目に変化が見られた。それまでは、「寛容」については小学校高学年から指導する項目として扱われていたが、特別の教科道德としては小学校3、4年生の中学年から指導するものとされた。これまで11歳、12歳から指導していた「寛容」の価値について、9歳、10歳から指導する内容項目にかわったということは注意する点である。

内容については、内容項目を示すキーワードは、「相互理解・寛容」としている。2008（平成20）年以前の学習指導要領では、『小学校学習指導要領解説 道德編』\*<sup>30</sup>を見ると、以下のよう示されていた。

「広がりや深まりのある人間関係を築くために必要な、謙虚な心と広い心をもった児童を育てようとする内容項目である」として、以下のような解説（小学校5、6年生）が加えられている。「寛大な心をもって他人の過ちを許すことができるのも、自分も過ちを犯すことがあるからと自覚しているからであり、自分に対して謙虚であることからこそ他人に対して寛容になることができる。しかし、わたしたちは、自分の立場を守るため、つい他人の失敗や過ちを一方向的に非難したり、自分と異なる意見や立場を受け入れようとしなかったりするなど、自己本位に陥りやすい弱さをもっている。自分自身が成長の途上であり、至らなさをもっていることなどを考え、自分を謙虚に見て、他人の過ちを許す態度や相手から学ぶような広い心をもつことが大切である。今日の重要な教育課題の一つであるいじめの問題に対応するとともに、いじめを生まない風土や環境を醸成するためにも、このような態度を育てることが重要である。なおこのことは、第3・4学年の段階においても、例えば、相手を思いやり親切にすることや、友達と信頼し助け合うことなどに関する指導を通じてはぐくまれている。この段階においては、互いのものの見方、考え方の違いをそれまで以上に意識するようになる。そのような時期だからこそ、相手の意見を素直に聞き、なぜそのような意見や立場をとるのかを、相手の立場に立って考える態度を育てることが求められる。それとともに自分と異なった意見や立場、相手の過ちなどに対しても、広い心で受け止め、対処できるよう指導することが大切である。」

上記の文章にある下線は、2015（平成 27）年に「特別の教科 道徳」の解説編では削除されている。ただし、削除されたとは言え、「特別の教科 道徳」となってこの内容項目は、これまでよりも早い段階の小学校 3、4 年生から扱う部分となったことは、いじめ問題との関連性からも注目されることである。いままで小学校高学年の発達段階から学ぶことが必要だとされていた「謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を大切にすること」とした内容項目が、「相互理解・寛容」という項目として、あらためて小学校中学年から学ぶべき内容項目として重視されている。「特別の教科 道徳」となり、発達段階を考慮した価値項目の再編成にともない、小学校中学年から中学校までを見通した内容となった。項目の名称も、「相互理解・寛容」と示され、相互理解の視点が強調されるようになった。以下にあらたな内容項目における「寛容」という道徳的価値<sup>\*31</sup>について確認する。

まず、小学校 3、4 年生では、「自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること。」となっている。

また、小学校 5、6 年生では、「自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること。」となっている。

さらに、中学校では、「自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなもの見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていくこと。」と示されている。

一方、2008（平成 20）年刊行の『小学校学習指導要領解説 道徳編』と比較するために、今回の「特別の教科 道徳」の小学校 5、6 年生の解説から「相互理解・寛容」について、内容項目の概要と指導の要点（小学校中学年、小学校高学年）<sup>\*32</sup>の 2 つの角度から見ていく。

内容項目の概要は以下のとおりである。

「広がりや深まりのある人間関係を築くために、自分の考えを相手に伝えて相互理解を計るとともに、謙虚で広い心をもつことに関する内容項目である。人の考えや意見は多様であり、それが豊かな社会をつくる原動力にもなる。そのためには、多様さを相互に認め合い理解しながら高め合う関係を築くことが不可欠である。自分の考えや意見を相手につたえるとともに、自分とは異なる意見や立場も広い心で受けとめて相手への理解を深めることで、自らを高めていくことができる。異なった意見や立場をもつ者同士が互いを尊重し、広がりや深まりのある人間関係を築くことができるのは、自分も過ちを犯すことがあると自覚しているからであり、自分に対して謙虚であるからこそ他人に対して寛容になることができる。このように、寛容さと謙虚さが一体にもものとなったときに、広い心が生まれ、それ人間関係を潤滑にするものとなる。

しかし、私たちは、自分の立場を守るために、つい他人の失敗や過ちを一方向的に非難したり、自分と異なる意見や立場を受け入れようとしなかったりするなど、自己本位に陥りやすい弱さをもっている。自分自身が成長の途上にあり、至らなさを持っていることなどを考え、自分を謙虚に見ることについて考えさせることが大切である。相手から学ぶ姿勢を常にもち、自分と異なる意見や立場を受けとめることや、広い心で相手の過ちを許す心情や態度は、多様な人間が共によりよく生き、創造的で建設的な社会を創っていくために必要な資質・能力である。今日の重要な教育課題の一つでもあるいじめの未然防止に対応するとともに、いじめを生まない雰囲気や環境を醸成するためにも、互いの違いを認め合い理解しながら、自分と同じように他者を尊重する態度を育てることが重要であると言える。」

また、指導の要点（第 3 学年及び第 4 学年）は、以下のとおりである。

「この段階の児童は、自他の立場や考え方、感じ方などの違いをおおむね理解できるようになるが、ともすると違いを受けとめられずに感情的になったり、それらの違いから対立が生じたりすることも少なくない。望ましい人間関係を構築するためには、自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、自分と異なる意見について、その背景にあるものは何かを考え、傾

聴することができるようにすることが必要になる。指導に当たっては、相手の言葉の裏側にある思いを知り、相手への理解を深め、自分も更に相手からの理解が得られるように思いを伝える相互理解の大切さに気付くようにすることが大切である。日常の指導においては、児童同士、児童と教師が互いの考えや意見を交流し合う機会を設定し、異なる考えや意見を大切にすることのよさを実感できるように指導することが大切である。」

さらに、指導の要点（第5学年及び第6学年）は、以下のとおりである。

「この段階においては、自分のものの見方や考え方についての認識が深まることから、相手のものの見方、考え方との違いをそれまで以上に意識するようになる。また、この時期には、考えや意見の違い者同士が接近し、そうでない者を遠ざけようとする行動が見られることがある。そのような時期だからこそ、相手の意見を素直に聞き、なぜそのような考え方をするのかを、相手の立場に立って考える態度を育てることが求められる。」

指導に当たっては、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重することで、違いを生かしたより良いものが生まれるといったよさや、相手の過ちなどに対しても、自分にも同様のことがあることとして謙虚な心、広い心で受け止め、適切に対処できるように指導することが大切である。」

上記の文章で下線部分は、「特別の教科 道徳」の解説から新たに付け加えられた内容である。これまでの謙虚さに加えて、自分とは異なる意見や立場も広い心で受けとめて相手への理解を深めるという相互理解の内容がつけくわえられている。異なった意見や立場をもつ者同士が互いを尊重することで、自分自身を高めることができるとし、さらに互いを尊重することで、広がりや深まりのある人間関係を築くことができるとしている。

## 2 寛容の価値を人と人との水平の関係性からとらえる

人のより良い在り方生き方をめざしていく道徳においては、キリスト教を代表とする宗教における対立や神との契約における罪などで生まれてくる「寛容」とは異なり、まずは自分自身の生き方として、「寛容」を自分の内面に道徳的価値観として培っていくことを重視する。

### (1) 人と自分とのかかわりで生じる課題に対する寛容

『小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』および『中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』における「寛容」について分析した。また『私たちに道徳 小学校5・6年』の80頁～87頁の「けんきょに、広い心をもって」の部分および『私たちの道徳 中学校』の72頁～77頁の「認め合い学び合う心を」の部分についても分析を行った。これに、筆者なりの考察を加えていくと、次のようにまとめられる。

人とかかわりにおいて、相手と自分自身とのあいだに課題が生じた場合に、

- ・自分自身はその課題を問いただすことのできるような上から物を言う立場ではないという謙虚な姿勢
  - ・相手の人はその課題を表面化させるまでに様々な問題があったのだろうという相手を理解する姿勢
  - ・自分がもしかしたら相手のような課題を引き起こしていたかもしれないという相手と自分を置き換えて考える姿勢
- を求めている。

ここでは、自らの態度や姿勢をしっかりともつことが大前提であり、人とかかわるうえで自らを律する視点が重視されている。つまり相手も自分も人間であるという大前提の上にたち、相手と自分の立場がいつ入れ替わるかもしれないという水平関係の中での、人と自分との生き方について考えている。

また、この段階の次に来るのが、その課題を受け入れられるかどうかである。ここで注意しなくてはならない点は、人との関係性の中で生じる課題であるにもかかわらず、それは自分自身との対話が内面で始まり、不条理なことや納得できないことに対して憤懣やるかたない怒りを受け入れられるかどうかという自分自身の問題になっている。

順序からいうと、まず自分自身の中でその課題を納得する。次に、相手に対してその課題を受け入れたことを説明する、という2つの段階がある。ところが、日本の学校における寛容の授業においては、まず自分の内面で自分自身に対する問いかけから始まる。次に自分自身の内面に受け入れる準備ができるとそれを受け入れる。そして、最後に他者とのかかわりの中ではじめて、表出する行為としてそれをゆるすということになってくるのである。

以上を踏まえて「人とのかかわり」で生じる寛容までの意識のプロセスをまとめる<sup>\*33</sup>と次のようになる。

#### 【自分自身の内面の整理の段階】

- ① 自分自身のこれまでの在り方生き方をふりかえり、謙虚な姿勢をとれるか。
- ② ここまでに至るまで相手にはさまざまな悩みや苦しみがあっただろうという相手理解の姿勢がとれるか。もし自分が相手と同じ立場だったらどうしただろうかという相互理解の姿勢がとれるか。

#### 【相手をゆるす実践への段階】

- ③ 不条理さや理解できない点をゆるしていこうとする自分をゆるすことができるか。
- ④ 相手に対して、理解し受け入れるという行動をとることができるか。

図4 人とのかかわりで生じる課題への寛容までの流れ

図4に示した①～④については、人と自分とのあいだに生じた課題であるにもかかわらず、そこで思い悩み、最終的に相手をゆるすという場合には、5つのステップのうち、その4つまでが自分自身の内面の課題へと変化しているのである。他者という外部とのかかわりで生まれた課題についても、解決していくには、実はそこに自分自身の内面で解決しなくてはならない課題がいくつも待っていることに留意する必要がある。

## (2) 生まれながらに存在している差異等への寛容

ここまでは、人とのかかわりで生じる課題に対して寛容さを問題にしてきた。しかし、現代社会ではWalzer, Michael(2003)<sup>\*34</sup>が言うように、多文化主義社会だからこそ、そこに生きる市民に求められる「寛容」がある。相手が自分自身とのあいだに何か課題を生じさせるような主体ではなく、単に自分と相手を比較した場合に、そこに生まれるような課題(年齢差、性差、住所、本籍地、学歴、社会的地位、収入、家族、趣味、エスニシティなど、ここからはこうした課題を「差異」と呼ぶ)が浮き彫りになってくる場合について考える。このことに対しても、

- ・人は様々な「差異」に対して、人間の在り方生き方の問題として、いかにかわっていかなくてはならないのだろうかという広い心で考えていく姿勢がとれるか。
  - ・人の差異には優劣はなく、人それぞれが光輝いて生きていくことが大切であるから、それぞれのよさとして認めていく姿勢がとれるか。
  - ・目の前の他者に対して、それぞれに差異はあるが、その差異をその人のよさとして認め、尊重した行動をとることができるか。
- という視点が重要になってくる。

これを、自分自身の内面の問題から、相手を受け入れる実践の問題へと移っていく流れを整理すると、(図5) のようになる。<sup>\*35</sup>

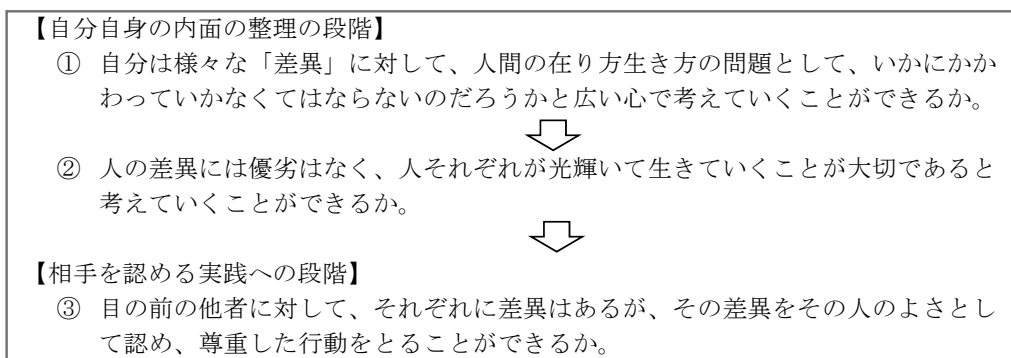


図5 生まれながらに存在している差異等への寛容までの流れ

つまり、この「生まれながらに存在している差異等」に対して寛容になるということは、「許す」や「赦す」、「許される」や「赦される」という範囲からは完全に離れた人としての在り方生き方の問題として考えなければならない。

これは、相手との差異を認め、相手を受け入れ、相手を尊重した行動をとるかどうかということであり、このことが相手に対してどのような行動をとるかであるとともに、自分自身をどのように律するかの問題になっていく。

なお、ここでは相手とする対象を人間だけに限定せずに、自然に対しても寛容の対象としてとらえて、生まれながらに自分の周りに存在する自然を受け容れて、自然が人間に対して生活を脅かしたり、不安に陥らせたりしても、その自然を受け容れて、自然と共に生きていくことも「生まれながらに存在している差異等への寛容」であることを指摘した。

## まとめ 「道徳的寛容」を基盤とした生命尊重の教育の可能性

筆者は、生命尊重の教育については、「死」を考える生命尊重の教育から未来の生き方を考える教育への転換の必要性をこれまで学校現場で指導してきた。また、その未来の生き方を考える場合に、生命に対する畏敬の念を培うことが大事だということも主張してきた。

さらに、この畏敬の念という言葉と関連して情操の教育について詳しく調べることで、宗教教育と道徳教育の関連性が明らかになり、道徳的情操をこの生命に対して深めていくこ

とが、生命に対する畏敬の念を培うことだという提案を、日本道徳教育方法学会第 23 回研究大会（香川大）で行った。そこでは、最終的にこうした生命に対する畏敬の念を培うための生命尊重の教育を行うには、これまでの歴史的背景を紐解くことで明らかになった宗教教育に関する一連の問題をどうするかという課題が残った。

そのことを踏まえて「寛容」の価値をどのように指導すればよいのかについて次のような提案を行いたい。

## 1 対立や矛盾を再び全体的な考えへと昇華する「寛容」

「寛容」は、人との関わりに関するだけでなく、課題とするものに対して、自分の内面と向き合い、謙虚な姿勢で自分のより良い生き方の面からとらえなおしていくことが大事である。そこに相互理解の視点から、相手への思いやりの気持ちを持ち、自分自身の思い（正の段階）に対して、相手の対立する思い（反の段階）との対立と矛盾から、より高い次元のものに統合される動き（合の段階）を通して、真理が明らかになる視点を基盤とした、まさに Hegel, G. W. F.<sup>\*36</sup> の弁証法的なとらえかたで生命を尊重する教育を推進できないかと考えた。

## 2 グローバル社会における「差異」を認め、受け入れていく「寛容」

この地球で様々な人が自らの生命を輝かせ生きていくためには、それぞれの文化や歴史、民族や宗教を認め合って生きていかななくてはならない。日本国においては、憲法で信教の自由が保障されているところである。しかし、この信教の自由でふれた寛容の価値は、現代社会においてはミクロ的に宗教についてのみの寛容さを示しているのではない。異教徒をゆるしたり神との関係で贖罪にゆるしを請うたりするというだけの寛容さでは、これからの地球上の人たちが生命を尊重した生き方をすることは不十分なのである。

互いに宗教に関する寛容さだけで生きていくのではなく、宗教以外にもそれぞれの市民の間に生まれる「差異」すべてを受け入れて、認めていくような、そんなあらたな「道徳的寛容」の視点で、生命尊重の教育を考えていく必要がある。

時代は、人種や宗教、言語や文化、民族などの差異を超えたところを目指した教育へと確実に変化してきている。「特別の教科」となった道徳において、学習指導要領総則にうたわれた新しい道徳教育がめざす道は、こうした市民の間に存在する「差異」を受け入れ、認め、理解したうえで、互いの生命を尊重する教育ととらえられる。生命尊重の教育は、「道徳的寛容」の理解を基盤とすることによって、より本質へと深めていくことができる。

### 注

- 1 寛容の定義は、英語の “tolerance” と “forgiveness” とでは、全く異なる。これは宗教に関わる単語だからであり、これまで検討してきた「宗教的情操」に関わる課題が明らかになってくる。詳細は注 17、18。
- 2 Locke, John (1689a) “Two Treatise of Government, a critical edition with an introduction and apparatus criticus by Peter Laslett, Cambridge at the University Press, 1933” 宮川透訳「統治論—市民的な統治の真の起源と範囲と目的とに関する小論」『世界の名著 ロック・ヒューム』中央公論社、240—251 頁。

- 3 Locke, John (1689b) “A Letter concerning Toleration — Latin and English Texts revised and edited with Variants and Introduction” by Mario Montuori. Martinus Nijhoff. The Hague. 1963 生松敬三訳「寛容についての書簡」『世界の名著 ロック・ヒューム』中央公論社、349-402 頁。
- 4 同上書。
- 5 同上書。
- 6 フランス革命前のフランスの政治・社会体制の総称。それまでの絶対王政での国民は、第一身分が聖職者、第二身分が貴族、第三身分が平民だった。しかしこの第三身分の平民が人口の9割であった。
- 7 裁判の不正が主な原因。シルヴァン事件、シュヴェリエ・ド・ラバル事件、ラリ＝トランドル事件など。ヴォルテールは、これらの事件の裁判について、その誤りを指摘してやまなかった。詳細は以下を参照のこと。中川信 (2011) 解説, ヴォルテール 中川信訳『寛容論』中公文庫、217-242 頁。
- 8 ヴォルテール; 本名 Francois-Marie Arouet 旧体制においてヴォルテールは、ブルジョワ階級に属する家庭で生まれ、多くの貴族と交友関係にあった。そこで、サロンに出入りする中で、自由思想家たちの思想の洗礼を受けていた。宗教に対する不正や腐敗にも厳しい目をもって臨むようになった。(参考 木村靖二, 佐藤次高, 岸本美緒 (2012) 『詳説 世界史B』山川出版社、248-249 頁。
- 9 Voltaire(1763), *Traité sur la Tolérance*, Gallimard.
- 10 新教徒が冤罪で処された事件。この事件を契機に、ヴォルテールは、宇宙の創造主として神の存在を認める理神論者の立場から歴史的考察や聖書検討などにより、自然法と人定法が不寛容にして法的根拠を与えないことを立証し、宗教や国境や民族の相違を超えて、「寛容」を賛美した。
- 11 フランス革命については、以下を参照。中川信 (2011) 解説, ヴォルテール 中川信訳『寛容論』中公文庫、249-250 頁。ヴォルテールが望んでいた信仰の自由は (中略) 1789年のフランス大革命により成立した立憲主義は、有名な「人は生まれながらにして自由かつ平等の権利を有する」を第一条とする「人権宣言」の中で信仰の自由を明示する。こうして信仰という観点からは、この問題は解決をみたわけである。
- 12 Ibid. pp. 40
- 13 Ibid. pp. 40
- 14 図3の関係性は、神と信者の関係性が入れ替わることはない。ところが、図2のように宗派の異なるキリスト教徒は改宗することにより関係性が入れ替わることもある。そこで、図3の神と信者の関係性には、「宗教的寛容」という言葉は該当しない。
- 15 *The Oxford English Dictionary VI second edition (2002)*, Oxford University Press, pp. 72
- 16 大庭健, 井上達夫, 加藤尚武編 (2006) 『現代倫理学辞典』初版1刷, 弘文堂、149 頁。
- 17 *The Oxford English Dictionary XVIII second edition (2002)*, Oxford University Press, pp. 199-200
- 18 藤永保編 (1981) 『新版心理学事典』初版6刷, 平凡社、165R 頁。
- 19 寛容効果 (generosity effect) 『新版心理学事典』では、「評価者が相手にどのような感情を持つかによって、評価の全体が肯定的に (相手に好意的感情を持っている場合)、あるいは否定的に (相手に非好意的感情を持っている場合) なるという傾向である。結果としては、これは『えこひいき』という形をとることになる」の意味で使われる。
- 20 林辰夫編 (1971) 『哲学辞典』初版4刷, 平凡社、286 頁。
- 21 福江充 (2005) 『立山曼荼羅—絵解きと信仰の世界—』、法蔵館、58-62 頁。

- 22 法然（1133）どこにいても、何をしていても「南無阿弥陀仏を唱えよ、南無阿弥陀仏と口に唱えて仕事をしなさい、その仏の中に生活しなさい」と教えている。こうした教えが広まるにつれて、それが新しい宗教であったために、様々ことで迫害を受けた。佐藤弘夫他編『概説 日本思想史』（ミネルヴァ書房、2005年）より。
- 23 鈴木正崇(2015)『山岳信仰 日本文化の根底を探る』、中公新書、12-21頁。
- 24 清水正之（2013）「自然と人倫」『岩波講座 日本の思想 第四巻 自然と人為』、岩波書店、199-203頁。
- 25 高華平著、笠原祥士郎訳（2012）『老子』、北陸大学出版会・南京大学出版会、20-38頁。
- 26 积徹宗（2016）『100分 de 名著「歎異抄」親鸞』、NHK出版、15-16頁。
- 27 清水は、和辻哲郎（1979）『風土』、岩波文庫 および 寺田虎彦（1993）「日本人の自然観」『寺田虎彦随筆集』、岩波文庫を参考に発言している。
- 28 藤井基貴，宮本敬子，中村美智太郎（2013）「道徳教育の内容項目『寛容』に関する基礎的研究『静岡大学教育学部研究報告（人文・社会・自然科学篇）』」，63、123-134頁。
- 29 同上書。
- 30 文部科学省（2008）『小学校学習指導要領解説 道徳編』、東洋館出版社、57頁。
- 31 文部科学省（2015）『小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』、文部省HP、46頁。
- 32 同上書、46-47頁。
- 33 整理するために以下を参考とした。文部科学省（2014）『私たちの道徳（小学校5・6年）』、80-81頁。
- 34 Walzer, Michael (1997) *On Toleration*, Yale University Press, New Haven and London, pp. 14-36. マイケル・ウォルツァー 大川正彦訳（1997）『寛容について(On Toleration)』みすず書房、30-64頁。 グローバル社会における「差異」を認める寛容な姿勢について、具体的に述べている。グローバル社会における6つの「差異」は、「権力」「階級」「ジェンダー」「宗教」「教育」「市民宗教」であるとした。また現代における「差異」を受け入れる「寛容」の心の状態は、以下の5つの状態（「黙従」「無関心」「道徳的な自制」「好奇心」「熱狂的な是認」）であることを明らかにした。
- 35 まとめるに、以下を参考とした。文部科学省（2014）『私たちの道徳（小学校5・6年）』、132-135頁。
- 36 ドイツの哲学者。自然・歴史・精神の全世界を、矛盾を蔵しながら、常に運動・変化する、弁証法的発展の過程としてとらえた。また、欲望の体系としての市民社会概念を明らかにした。ドイツ観念論の完成者で、その弁証法は、マルクスにより弁証法的唯物論として批判的に継承された。著「精神現象学」「大論理学」「歴史哲学」。